

## Vシリーズ競技細則

2014年4月1日改正

2009年4月1日改正

2008年4月1日制定

### 101 国内Vシリーズ

1 クラス及び艇体は次の通りとする。

シリーズ	クラス	排気量	重量 ドライバー含	長さ	巾	形状
V	250	175cc以上250cc以下	230kg以上	3.50m以上	1.30m以上	Vボトム モノ ハル
	350	251cc以上350cc以下	240kg以上	3.50m以上		
	500	351cc以上500cc以下	265kg以上	3.75m以上		
	700	501cc以上700cc以下	270kg以上	4.00m以上	1.35m以上	

※V700以下は、2サイクル環境対応エンジンまたは4サイクルエンジンとする。

シリーズ	クラス	排気量	重量 ドライバー除	長さ	形状
V	850	751cc以上870cc以下	330kg以上	4.25m以上	Vボトム モノハル
	2000	1,501cc以上2,000cc以下	535kg以上	5.60m以上	
	3000	2,001cc以上3,280cc以下	600kg以上	6.00m以上 ※5.70m以上	

※排気量は、2サイクル環境対応エンジンを基本とし、4サイクルエンジンは

1. 4倍までとする。

※V700以下の排気量は、2サイクル環境対応エンジン1.3倍、4サイクルエンジンは1.4倍までとする。 ※2011年改正済

<省略>

### 304 機関

1 機関は、次の通りとする。(V250を除く)

- (1) UIMに承認された船外機とする。ただし国内で市販の船外機も可とする。
- (2) 機関の数は、1基とする。
- (3) 燃料吸入方式は、自由とする。

(4) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていないなければならない。

(5) 排気量は、次の通りとする。

ただし2サイクル環境対応エンジンは1.3倍、4サイクルエンジンは1.6倍までとする。

- ・V 250 175cc以上、250cc以下
- ・V 350 251cc以上、350cc以下
- ・V 500 351cc以上、500cc以下
- ・V 700 501cc以上、700cc以下
- ・V 850 751cc以上、870cc以下
- ・V 2000 1,501cc以上、2,000cc以下
- ・V 3000 2,001cc以上、3,000cc以下

(6) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。

(7) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動できなければならない。

(8) スターターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。

## 2 機関は次のとおりとする。(V250)

(1) 機関の数は、1基とする。

(2) 減速して航走出来なければならない。

(3) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。

(4) コントロールレバーは、選手の手が届く範囲にしなければならない。

(5) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていないなければならない。

(6) 後進運動は、後進ギアの一作動で出来なければならない。

(7) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動出来なければならない。

(8) スターターモーターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。

## 305 許可される改造

1 許可される改造は、次の通りとする。(V250を除く)

(1) 部品関係

- ①ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
- ②回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。
- ③過回転防止装置は、取り外してもよい。
- ④スターターロックは、取り外してもよい。
- ⑤スパークプラグは、交換してもよい。

(2) パワーユニット関係

- ①シリンダは、再ボーリングはしてもよい。ただし、そのクラスの許容排気量内において、純正品のピストンを使用する場合に限る。
  - ②フライホイールは、ホモロゲーションシートに規定された寸法と重量であればバランスを調整してもよい。ただし、変更は認めない。
- (3) 吸排気関係
- ①キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。
  - ②キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
  - ③排気口を追加してはならない。
- (4) ミッドセクション関係
- ①スイベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取り外したり、変更してもよい。
  - ②ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
  - ③モーターのラバーマウントは、取り外したり、変更してもよい。
- (5) 冷却関係
- ①冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
  - ②冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。
- (6) ギアケース関係
- ①ギアケースの外側は、自由とする。ただし、ギアケースの内部部品及び排気口は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。
  - ②トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、変更してもよい。
- (7) プロペラ関係
- プロペラは、交換してもよい。

## 2 許可される改造は次の通りとする。(V250)

- (1) ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
- (2) プロペラは、交換してもよい。
- (3) トリムタブは、プロペラに合わせるために、取外したり、変更してもよい。
- (4) ギアケースの外側は、自由とする。ただし、ギアケースの内部部品及び排気口は、純正品に準ずるとし、追加をしてはならない。
- (5) 冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
- (6) 冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取外してもよい。
- (7) ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取外した

り、新しいものを取付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。

- (8) ミッドセクションは、パワートリムを取付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取外したり、変更してもよい。
- (9) モーターのラバーマウントは、取外したり、変更してもよい。
- (10) 回転計、温度計、水圧計を取付けてもよい。
- (11) 過回転防止スイッチは、取外してもよい。
- (12) スターターロックは、取外してもよい。
- (13) オリジナルスパークプラグは、交換してもよい。
- (14) キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。
- (15) キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- (16) フライホイールの変更は認めない。ただし、ホモロゲーションシートに規定された寸法と重量であれば、バランスを調整してもよい。
- (17) リコイルスタータは、取外して良い。
- (18) 純正品の詳細が明らかでないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。

**3 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外しや改造をしてはならない。**

#### **4 その他**

- (1) ホモロゲーションシートに示すパーツの寸法は、規定寸法まで機械加工してもよい。
- (2) ホモロゲーションシートに示すパーツの重量は、規定重量まで機械加工してもよい。
- (3) 詳細がホモロゲーションシート内の図で確かめられない時は、同一の部品と比較して判断してもよい。

**3 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外しや改造をしてはならない。**